

「就職困難者等」の就労阻害要因を取り払い、解決し、就労を実現するために必要と考えられるさまざまな施策・事業を4つの「就労支援事業メニュー」として類型化します。

【 ☆ 】 現在継続している事業で今後の展開・充実をはかります。
【 ◎ 】 早期(2年以内)に取り組むべき施策・事業です。
【 ◇ 】 中期(5年以内)に取り組むべき施策・事業です。

「就職困難者等」が、育児や介護の問題などを心配することなく、「就労」を実現するために必要不可欠と思われるメニューの多くは、既存の福祉施策などがあります。

【 ☆ 】

- ## 《具体例》

- ### 《具体例》

- 《具体例》

- ・湖南省企業事業所・同和・人権啓発基本方針
- ・障害者自立支援法や雇用対策法
- ・ワークライフ・バランス(両立支援)への取り組み推進

【現状】・ 就労相談員による、市内各地域での就労相談事業を実施するとともに、就職後の支援および、継続就労への見守りも実施している。

- ・ 年二回実施している企業訪問の実施により、企業への啓発を定期的に行い、意識向上を図ってきた。

【課題】・ 生活困窮者自立支援制度により、生活保護との狭間にいる方への就労に向けた支援体制の充実。

Ⅱ. 「就労」を実現するためのメニュー

本人の職業意識の高揚をはかり、技術、技能の取得支援や職業体験等を積極的に取り組む施策・事業を行います。

○ 職業能力開発の活用促進

【 ☆◎ 】

ハローワークや県などと連携し、職業訓練に関する情報提供を積極的に進めます。また、市独自の各種資格取得講座の開催や企業の協力や商工会などの事業主組織と連携しながら技能実習を開催します。

なお、スキルアップのための費用や時間帯等については、利用し易さの観点から検討を加えられるよう努めます。

《具体例》

- ・トライワーク制度
- ・緊急人材育成支援事業(国施策)
(「緊急人材育成・就職支援基金」による事業)
- ・各種パソコン訓練、各種能力開発講座、各種検定取得講座
- ・市技能取得教育訓練事業(市施策)
- ・トライアル雇用(国施策)
- ・就労相談事業 など

○ 職業体験などの機会充実

【 ◎ 】

行政や公的団体、事業所などへの職業体験を通して、知識や技術を高めるため、機会の充実に努めます。特に市役所内各部局や市関連施設に「職場実習コース」を新設し、職場実習を実践します。

また、官民共同による職業訓練の視点での新たな機会創出について検討を進めます。

《具体例》

- ・市道管理業務(草刈、簡易舗装、清掃など)
- ・パソコン入力業務
- ・各種封筒詰業務
- ・介護支援補助業務 など

○ 雇用・就労情報の提供

【 ◇ 】

関係機関と連携し就職面接会などの開催を行います。

《具体例》

- ・ 障がい者向け就職ガイダンス
タイムリーな情報提供を進めるため、ハローワークとの求人情報連携システム

づくりを進めます。

企業・事業所への求人情報開拓事業を進めるとともに、「就職困難者等」の雇用促進などの働きかけを行います。

【現状】・ 女性センター・青少年ホーム・商工会などによる就労のためのスキルアップ講座を実施

- ・ 2012 年 3 月に設立したチャンスワークこなんによる、無料職業相談や職業紹介及びハローワークと連動した端末による求人情報の検索を実施
- ・ 障がい者就労情報センターおよびチャンスワークこなんが、企業訪問を実施し、職場実習や就労の機会と場の提供を企業に促進
- ・ 障がい者就労情報センター作業所部会による、施設外就労の積極的な実施

【課題】・ 企業が求める人材育成のためのスキルアップ研修会および就職に向けた履歴書の書き方や面接の受け方などの講習会の開催

- ・ 事業所や作業所等の受け入れ側と就職困難者との就職面接会の開催

Ⅲ. 「就労」を地域がいっしょになって支えるためのメニュー

「就労」するには市民が元気で企業・事業所や地域が活性化していく必要があります。そのための施策・事業を積極的に行っていきます。

○ 企業などへの補助金や助成金などの情報提供

【 ☆ 】

地域振興や企業・事業所の活性化を支援するための補助金や助成金などについての情報提供をします。

《具体例》

- ・雇用調整助成金
- ・両立支援レベルアップ助成金
- ・高年齢者雇用開発特別奨励金
- ・特定就職困難者雇用開発助成金 など

○ 市民や企業・事業所への人権啓発

【 ☆ 】

「就職困難者等」の雇用・就労の機会増大の環境づくりを実現するため、研修会の開催やこの計画の周知について積極的に取り組みます。

《具体例》

- ・各種団体主催の研修会
- ・市主催企業向け研修会(新人、窓口担当者、経営者)

○ 企業・事業所などで構成される各種団体のネットワークの設置

【 ◇ 】

企業・事業所の関係団体や商工会などのネットワークを設置し、さまざまな情報交換を図っていきます。

○ 関係者の資質向上のための事業

【 ◎ 】

事業実施に向けて、窓口担当者や相談員に初歩的な講座や一步進んだスキルアップのための講座など、差別や人権問題、制度や施策、相談技法などを学習するために実施します。

《具体例》

- ・スキルアップ講座

・県・市主催の研修会

- 企業・事業所に対して、市独自施策による、雇用奨励金交付制度について検討します。【 ◇ 】

【現状】・ 甲賀広域職業対策連絡協議会と企業・事業所との交流会や、湖南市企業・事業所人権啓発推進協議会による人権研修会の開催

- ・ 湖南市障がい者就労情報センター運営協議会を設置し、企業・事業所及び関係機関との連携を保てるよう会議を開催し事業報告及び実績報告を行い、今後についての検討及び協議を行う。また、就労コーディネーターによる企業・事業所と作業所との橋渡しを行い、理解を深めている。

【課題】・ 企業・事業所に対して補助金や助成金等の制度の説明を行い、就職困難者に対する理解を求める場

IV. 「就労」の機会や場を確保、創出するためのメニュー

一般企業に就労するだけでなく、身近な地域などにおいて就労の機会・場を確保・創出するための事業を行います。

- 地域資源の活用促進

【 ◇ 】

身近な地域で就労の場を確保できるよう、各種施策や事業などを活用し空き店舗の利用や新規開業・創業などを支援します。

- 県内に立地する就労関係の専門機関・組織との連携強化を積極的な活用をします。【 ◇ 】

《具体例》

- ・「雇用・能力開発機構滋賀(ポリテクセンター滋賀)」
- ・ヤングジョブセンター滋賀
- ・滋賀県職業能力開発協会
- ・テクノカレッジ草津
- ・滋賀県就労支援事業者機構

- 新しい「働き方」の模索

【 ◇ 】

「授産」や「アウトソーシング(外注)」を就労機会として利用しながらグループワークの実現をめざした組織や支援機関を支援します。

《具体例》

- ・シルバー人材センター
- ・ソーシャルエンタープライズ(社会的事業所)
- ・障がい者就労支援施設(作業所等)

- 企業との情報交換の場

【 ☆ 】

企業との情報交換の場を設け、受け入れ側(企業)のニーズを抽出し、雇用のミスマッチング解消に向けた協力連携を図ります。

また、企業を訪問する際には、就労支援事業の周知と雇用機会の拡大に向けた情報収集に努めます。

【現状】・ 新規開業企業への、積極的な障がい者就労への働きかけ及び作業所への施設外就労の機会の場の提供の呼びかけなどを実施

- ・ 地域イベントや企業イベント等による、作業所出店の場の拡充

- 【課題】・ 60歳以上の現役を退いた人の知識や経験を生かした事業展開のできる場の提供と社会参加の場の提供が必要
- ・ 一般就労が困難な方に対し就労が定着する支援

第4章 計画の円滑推進のために

1. 当面の体制と今後の体制充実の方向について

「就職困難者等」の就労支援に関する施策・事業は、それらを総合的に包括し、円滑で効果的な実施を進めていく必要があります。そのためには、「就労支援コーディネーター」の新たな配置にとどまらず、雇用・就労を専門的に担当する組織体制の整備の検討が必要です。

また、計画の実効性を高めるため、事業内容を分かり易く紹介するハンドブックや市民向けのリーフレット、担当者向けマニュアルなどを作成し普及啓発に努めます。

【現状】 市内の障がい者施設の各作業所の紹介や、チャンスワークこなんの紹介など障がい者就労情報センターにより、リーフレットを作成し、企業・事業所や関係団体、市民の方へPR活動を実施することで、障がい者雇用はもちろん施設外就労や下請け事業、物品販売事業に対する理解を得る。

2. 無料職業紹介事業の検討

職業安定法第33条の4に規定されている「地方公共団体の行う無料職業紹介事業」の実施について、2013年度を目処に検討を進めます。

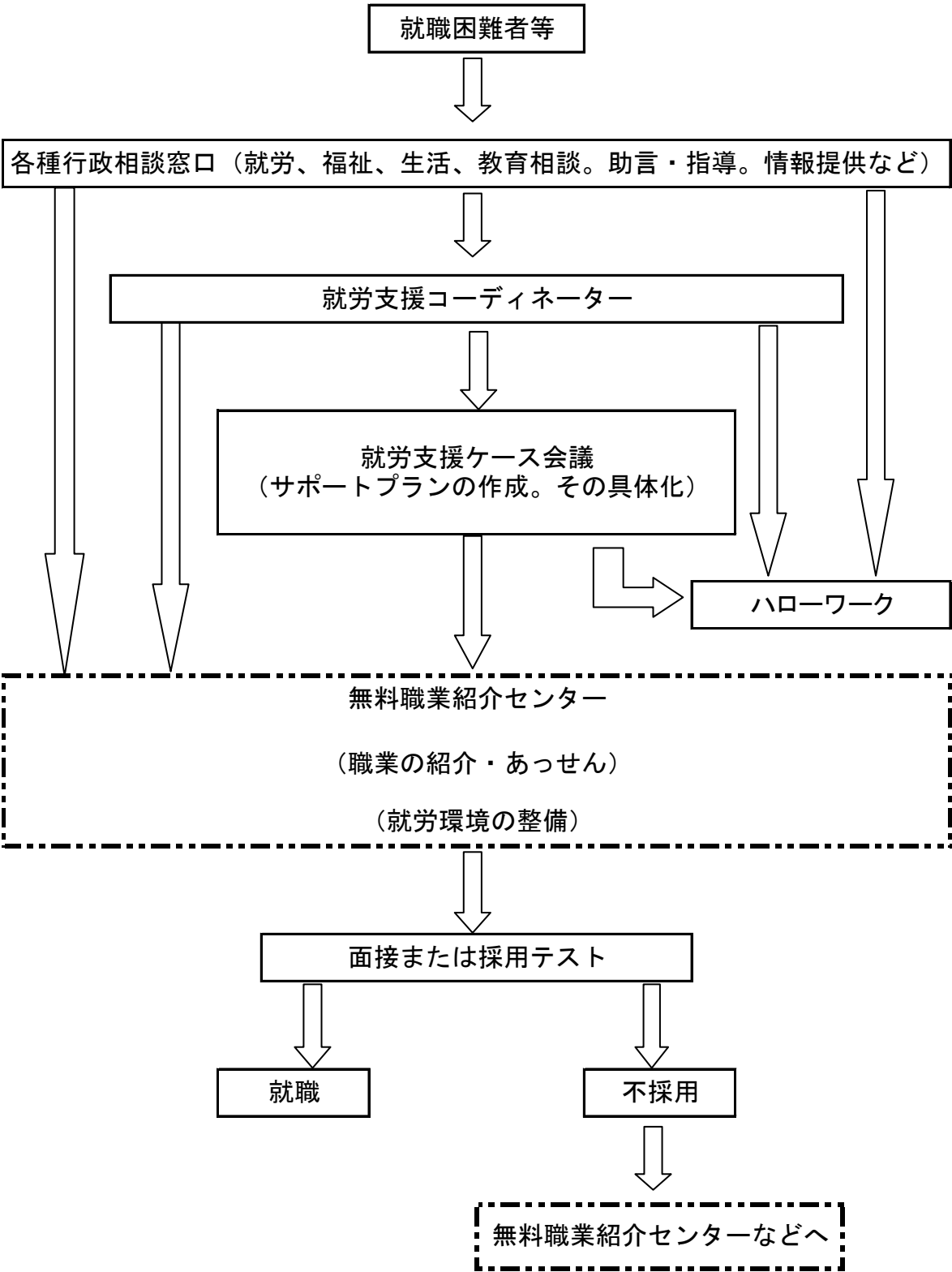
市町村行政のおこなう無料の職業紹介は、区域内住民の福祉の増進をおこなう場合や、産業経済の発展の施策に附随する業務として行う場合には認められています。

無料職業紹介は、平成22年7月1日現在で、全国40都道府県1区64市39町4村1組合(149団体)において実施されています。

本計画において就職困難者等の就労支援を円滑に進めるうえで、無料職業紹介事業の実施は重要な位置を占めると考えられます。そこで、「就職困難者等の就労支援」を事業内容として、商工労政課に無料職業紹介センターを設けます。この無料職業紹介事業の実施にあたっては、従来からの公共職業安定所(ハローワーク甲賀)との連携をより一層密接にすることが不可欠です。無料職業紹介センターでは、就職困難者等の置かれた状況やそのニーズを詳細に把握したうえで、就労環境を整備し、無料職業紹介事業を進めていきたいと考えています。その際、求人企業に対しても、就労環境を整備するための相談にのったり、受け入れにあたってのメリットを伝えたりするなどきめ細やかな対応をしていきます。

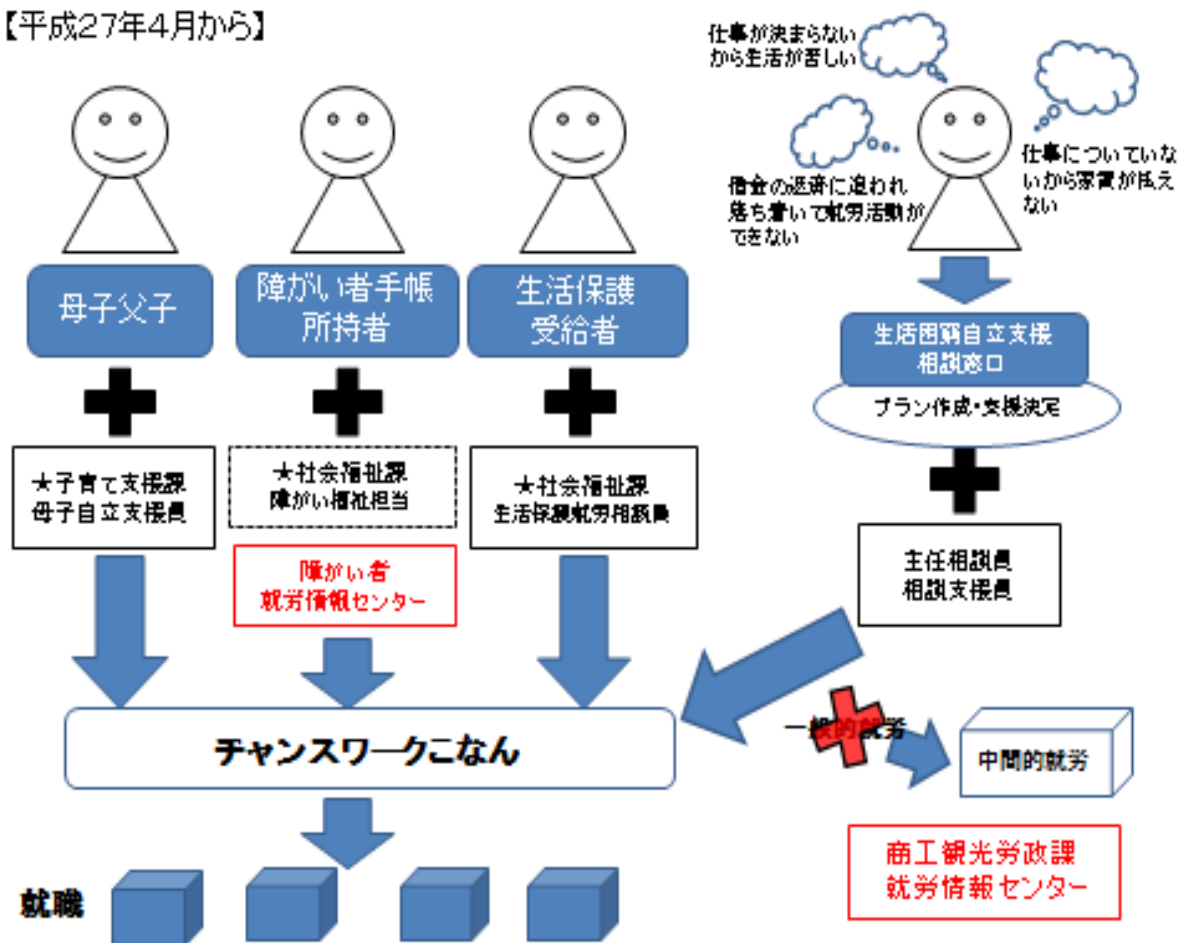
【現状】 ハローワークの出先機関として、湖南市役所東庁舎に「チャンスワークこなん」を平成24年3月より開設し、就職困難者へ無料職業紹介及び就労に対する相談支援事業を実施。

就労支援と無料職業紹介の関係



【現状】

【平成27年4月から】



3. 支援内容の検討

「就職困難者等」の実情に合わせた支援内容の充実を検討していきます。例えば、発達障がいを含めた全ての障がい者(児)に対し、国・県と連携し「乳幼児期から成人期までの一貫した支援」に取り組もうとしています。これに積極的に参画すると共に、発達障がい認知(自覚)されていない人も含めた成人期以降の就労支援を検討します。さらにこうした実績を「就職困難者等」の支援へも活用できないかを検討します。

また少年院退所者を含む「刑を終えた出所者の支援」の推進を図ります。市単独での実施は難しいかもしれませんが、滋賀県や大津保護観察所、滋賀県地域生活定着支援センターとの連携により、出所者等の社会復帰と就労支援を検討します。

さらに公的就業や民間就業ではない、いわば第3の道として、昨今、注目を集めているソーシャルエンタープライズ(社会的事業所)による生活面・健康面・そして働く場の三位一体となった地域社会に根ざした就労の場づくりを、県事業「滋賀県社会的事業所設置運営要綱」の活用も視野に入れて、推進を図っていきます。

【現状】 発達支援システムの構築により、横のつながり縦のつながりが充実し、乳幼児期から成人期までの支援が充実された。

4. 「就労推進会議」の設置とPDCAサイクル(デミングサイクル)

PDCAサイクルとは、計画(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→改善(Action)の流れを次の計画に活かしていくプロセスのことをいいます。この考え方を体系化したデミング博士の名前から、欧米ではデミングサイクルとも呼ばれます。

計画をたてただけでなく、継続的に確認、管理、改善を行うため「就労推進会議」を設置し、年2回程度開催しながら、本計画に盛り込まれた事業や支援内容の進捗状況等を確認・管理していきます。

【現状】 就労推進会議は、2年任期で委員の委嘱をし、最低1回は会議を開催し就労支援計画にそった事業が出来ているかの確認および年度計画の確認、各担当課の就労支援状況の報告などを行っている。

5. 事業の定着と普及

就職困難者等が抱えるさまざまな課題や困難を克服し、それぞれが希望する雇用・就労を実現していくためには、この計画と事業内容に対する市民の理解と協力が必要不可欠です。この計画と事業内容の普及に向け、さまざまな機会と場を活用するとともに、滋賀同和問題企業連絡会や市企業・事業所人権啓発推進協議会、市商工会、市工業会など市民・団体が積極的に協力できる体制や協力内容を提供し、市民参加の機会拡大に努めていきます。

【現状】 障がい者就労情報センターの就労コーディネーターやチャンスワークこなんの就労ナビゲーターによる企業開拓および、企業実習の場の提供を求めて企業訪問を実施。また、各種団体の事業への積極的な呼びかけを実施。

【今後の課題】

- ・ 障がい者就労の法定雇用率のUP、最低賃金のUPなど、企業にとっては厳しい状況となってきたなかで、いかに企業が求める人材の育成が出来るか。支援者のスキルの向上も必要。
- ・ 障がい者に対する支援システムは、就労前から就労後も充実した支援が確立されている一方で、そのほかの就職困難者に対する支援について、生活困窮者自立支援システムの機能的な構築を行う。
- ・ 関係機関と連携し、就職困難者対象の就職面接会の実施
- ・ 60歳以上の現役を退いた方の知識や経験を生かした事業展開の出来る場の提供と社会参加の場の提供

